

終章

これから出産・育児を迎える 視覚障害パパやママへのメッセージ

ここでは、アンケートの最後の項目で、これから出産・育児を迎える視覚障害を持つ後輩へのアドバイスを書いてもらったものを、全文紹介します。なぜなら、回答のひとつひとつに、かるがも会のメンバーの子育てに対する熱い思いが込められているからです。

- ※ 妊娠・出産・育児は、障害の有無にかかわらず、初めはみんな不安だと思います。特に病院にいる間、看護婦さんや視覚に障害のないお母さんの赤ちゃんの扱い方を目の当たりにしていると、「私もあんなふうにてきぱきできるかしら」と不安な1週間でしたが、家に帰れば、別にてきぱきできなくてもマイペースでやればいいんだ、と思い直し、気が楽になりました。
- ※ 本当に必要な情報は、病院や保健婦さんが指導してくれます。視覚に障害のないお母さんたちはいろいろな育児書など読みすぎて、かえって悩みをつくっている傾向があるようです。



- ※ お父さんの協力は絶対に必要です。夫婦そろっての子育ては、夫婦の絆も深まり、子どもも両親の愛情を一身に受けて育つので、こんなにいいことはないと思って、がんばってください。
- ※ 自分が親として損をするほどには他人をあてにせず、けれど子どもがつらいほど意地を張って自分たちの力だけでやろうとしないように考えたら、うまくいくのではないかと思う。子持ちの友達を持って、できれば家族ぐるみで付き合えるようにすると、ぐっと力強いと思う。
- ※ 不安もあるかもしれないけど、得るものも大きいですよ。子育てを個人のものにとらえず、開かれた育児をしてください。
- ※ 案ずるより産むが易しです。自分の子は本当にかわいいし、どんなことをしても育てられるものです。母は強いのです。人間が変わりますよ。子どもは宝です。いままで聞いてきた言葉がみんな本当だったと実感しています。
- ※ 何も気負うことはないと思いますし、神経質になることもないと思います。子どもを思いっきり愛してあげて、思いっきり捨て育てすることだと思います。捨て育てというのは、自分のやりたいことを思いっきりやらせてあげることだと思います。
- ※ ついつい手を出したり、怒ったり、神経質にきれい好きにしたりしないで、大怪我につながることを以外はなるべく感情で怒らな



- ※ 障害があるからこそ、それを乗り越え、子どもを産み、育てる喜びを味わっていただきたいと思います。
- ※ 私自身もそうでしたが、子どもが生まれる前にはいろいろと不安になると思います。でも子どもは自分の予想以上にたくましいみたいです。子育てが大変なのは、視覚障害があろうとなかろうと同じだと思います。やってみれば何とかかなと思って、あまり心配をしないように、おらかな気持ちで子育てしていただきたいと思います（私自身子育てはまだ始まったばかりなのですが……）
- ※ 自信を持って、周囲の方や同じ立場の先輩にアドバイスしてもらって、工夫をしながらがんばってください。
- ※ 子どもを育てようと意気込まず、子どもとともに自分たちも育つ、子どもによって成長させられる、という大きな気持ちで励んでください。
- ※ 心配しないで、やる気さえあれば見えなくてもできる。ただ、乗りかかった以上最後まで、親としての責任を持ち続ける覚悟で。それから、特に夫婦の協力と信頼関係が大切だと思います。
- ※ ぜひお父さんも一緒に子どもにかかわってほしい。また、結婚したならぜひ子どもを持って、人生経験を豊かにしてほしい。



から出産・育児を迎える 障害者パパやママへのメッセージ

- ※ 「女は弱し、されど母は強し」のごとく、自分が親であることに自信と誇りを持って頑張ってください。
- ※ 子育てはこうあるべき、という論議はいろいろありますし、勉強になる意見はたくさんあります。でも何より大事なものは、自分の心で自分の子どもの気持ちを感じることにあります。そして子どもが困っているときにそばで支え、子どもが自分でやろうとするときに、道をあけてやることだと思う。自信を持っていこう。そして、もうひとつ。お母さんも幸せになろう。子どもが幸せな大事な条件は、お母さんも幸せに生きていることではないか。

第三次男女共同参画基本計画に向けた提言

2010年2月23日

DPI 女性障害者ネットワーク
dpiwomen@gmail.com

わたしたちDPI女性障害者ネットワークは、1986年、障害女性から発する声を、ゆるやかにネットワークする国内組織として発足し、「生まれるべきではなく、産むべきでもない」とされてきた立場から、障害女性の自立と、政策制度のあり方をめぐる課題に、継続して取り組んできている団体です。

障害の有無にかかわらず、必要なのは、一人ひとりが、人と関わりながら、ひとりぶんの人生を生きていけるようにするための絶対的な安心感です。今の社会では、不安感がとても大きいです。とりわけ、障害女性は、障害があるというだけでなく女性であるゆえに、障害男性以上に、家族のなかに押し込められ、自分自身が社会生活活動をするのに必要な経済基盤や援助者を得ることができていません（グラフ参照）。これでは、到底、安心した生活をおくることはできません。しかし、昨年国連の女性差別撤廃委員会に提出された第六回日本政府報告の「障害を持つ女性に対する施策」に関する項を読んでもあきらかなように、日本では、障害者全般に対する施策はあっても、そこに、障害女性の置かれた状況への注目はありません。障害者に関わる現行の国の統計調査では、そもそも、一般統計では当然ある性別集計も年齢階層集計もほとんど見いだせません。

私たちは、国連の障害者権利条約に障害女性に関する特記（6条）が書かれたように、障害女性に対する注目が必要だと考えます。昨年、内閣府が出した報告書『新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について』においては、少ないながらも、障害女性が置かれた困難な状況についての記述がみられました。また、現在進行中の障がい者制度改革推進会議でも、障害女性に対する特段の配慮が必要であることが指摘されています。

以上のような流れを踏まえ、具体的な項目として、以下のことを第三次男女共同参画基本計画に取り入れてもらうことを提案します。

1. 現行計画にある「高齢者等が安心して暮らせる社会の整備」のなかでは、「障害者の自立した生活の支援」等の具体的な施策項目があげられています。しかし、それらは、障害者一般を対象とした施策にとどまり、障害女性の課題を見出すものにはなっていません。そのため、こうした項目には、「障害者の自立した生活の支援をする際には、そのなかでも特に、困難な立場に置かれる可能性がある障害女性の状況や課題を把握できるように、統計データの提示をはじめとした課題把握をすること」を明記してく

ださい。

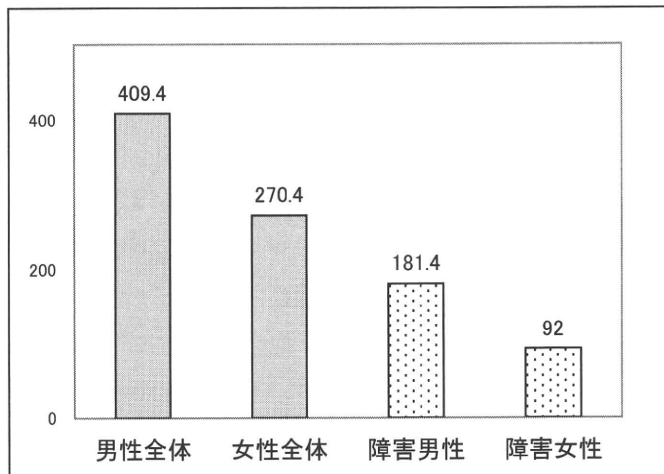
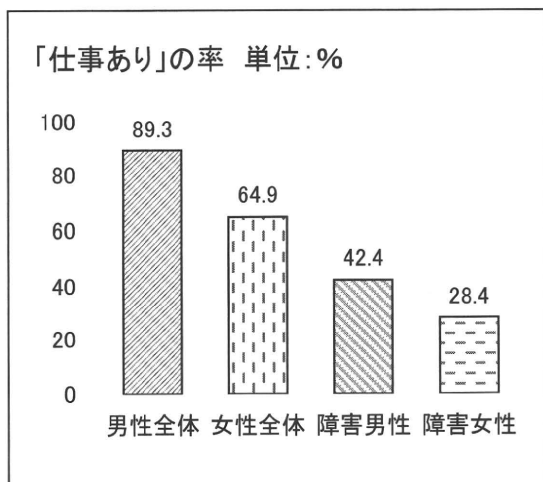
2. 現行計画にある「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の項目では、数か所、障害女性に対する特記がみられます。しかし、現在でも、音声電話ではやりとりができない聴覚言語障害をもつ被害者への相談体制の整備等、必要がありながら取り組みが進んでいない課題が残されています。こうしたことを念頭に、障害女性への合理的配慮の必要を次期計画でも明確に示し、対応が進むようにしてください。
3. 『新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について』では、子育てをしている障害がある人に対する子どものケアも含めた支援策の必要性が示されました。次期計画では、こうした点も、取り入れてください。
4. 情報アクセシビリティについて：パブリックコメントの実施、計画の公表にあたっては、情報アクセシビリティに特段の配慮をお願いします。PDFでは視覚障害がある人が容易にはアクセスできないという問題もあるため、文書は、テキスト形式でも公表するようにしてください。

(資料)

グラフ

単身世帯の年間所得 単位：万円

賃金、工賃、障害基礎年金、手当等も含む



『障害者生活実態調査』（勝又幸子・他 2008『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究 平成17-19年度調査報告書・平成19年度総括研究報告書』国立社会保障・人口問題研究所）より作成

日本の第六回政府実施状況報告（2008）の抜粋

*以下の報告をみると、いかに、ジェンダーの視点を欠いているかが明白。

(2) 障害を持つ女性のための施策

ア) 障害者基本計画の着実な推進

106. 「国連障害者の十年」を契機に国内行動計画として策定された「障害者対策に関する長期計画」（1982年）の後継計画である「障害者対策に関する新長期計画」の理念を継承した「障害者基本計画」（2002年、閣議決定）及びその前期重点施策実施計画として策定された「重点施策実施5か年計画」（2002年、障害者施策推進本部決定）に沿って、具体的な数値目標を明示し、政府一体となって取り組んでいる。

107. また、2004年の障害者基本法の改正により、基本的理念として、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを加えるとともに、国及び地方公共団体の責務、国民の責務を加え、施策をより総合的・計画的に推進している。

イ) 障害者週間

108. 1995年度から毎年12月3日から9日までを「障害者週間」として設定し（2004年度には法律上も明記）、テレビ、新聞等のマスメディアを活用した啓発・広報を行っている。

障害者権利条約 6条（川島・長瀬訳より抜粋）

第6条 障害のある女性

1 締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これに関しては、障害のある女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワーメントを確保するためのすべての適切な措置をとる。

2010年11月12日

DPI女性障害者ネットワーク

現在進められている障害者基本法の改正に関する審議のなかで、障害女性に関する独立した規定をいれることを求めます。8月の段階では、総則の検討のなかに、障害のある女性についての事項が含まれていましたが、現在の案では、その点は落ちています。

障害のある女性についての事項は、障害者権利条約6条にもある通り、「性別」という言葉に言及するだけでなく、複合差別の認識とともに独立した条文を設け、書きこむ必要のある課題です。また、「アジア太平洋障害者の十年(1993-2002)」最終年ハイレベル政府間会合で採択された「びわこミレニアム・フレームワーク」及び、「びわこプラスファイブ(2007)」でも複合差別の認識と併せて経済的、社会的、及び政治的エンパワメントのために取るべき措置が採択されました。

障害女性の課題は、地域計画にも波及されなければならない重要な課題です。是非、基本法に障害女性に関する独立した規定を設けてください。

以下、現行法8条に3として一文を加え、各則に「障害のある女性」を設ける具体案を提案します。

提案1 第一章 総則(施策の基本方針:現行法8条)

施策を講ずるに当たっては、障害のある女性が複合的な差別を受けていることを認識し、障害のある女性が、すべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための総合的な措置をとらなければならない

提案2 各則「障害のある女性」

障害のある女性の権利

国及び地方公共団体は、障害のある女性が複合的な差別を受けていることを認識し、障害のある女性が、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、性の違いに基づくあらゆる差別、排除又は制限を受けることなく、すべての人権及び基本的自由を享受する権利を行使できるよう、情報や教育を含めてあらゆる施策を講じなければならない

(参考)

障害者権利条約 6条(川島・長瀬訳より抜粋)

第6条 障害のある女性

1 締約国は、障害のある女性及び少女が複合的な差別を受けていることを認識し、また、これに関しては、障害のある女性及び少女がすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる。

2 締約国は、この条約に定める人権及び基本的自由の行使及び享有を女性に保障することを目的として、女性の完全な発展、地位の向上及びエンパワメントを確保するためのすべての適切な措置をとる。

びわこミレニアムフレームワーク

<http://www8.cao.go.jp/shougai/asianpacific/biwako/4.html>

びわこプラスファイブ

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kyougi/kyougi3/ss4.pdf>

障害者基本法の各則として、女性障害者の項を設ける必要があります。障害者であり女性である私たちは、この社会の中で二重の困難と複合的な差別を負っている存在です。女性に対する性差別に関しては、女性差別撤廃条約を政府が批准し、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、DV防止法が成立し、不十分ながら各種施策が行われています。

しかし、それらの法や制度は障害を持つ人について想定する配慮に欠けています。したがって、障害女性はこれら施策の恩恵の対象から実質的に外されることが多いのです。具体的には、聴覚障害女性の相談が女性センターで受け付けられない、「身の回りのことが独力でこなせる人」が条件となっているシェルターに視覚障害女性が入れない、という事例の報告があります。

また、障害者に対する施策には性差やジェンダーへの認識がありません。それは障害者に関して実施した調査の中で男女別集計データがほとんどないということから見ても明らかです。

昨年、内閣府が出した報告書『新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について』においては、少ないながらも、障害女性が置かれた困難な状況についての記述がみられました。この中で女性障害者は就労、収入、教育等多くの分野で男性障害者より劣悪な状況にあると報告されています。これは障害者の中でも、性別による格差の存在があることを明らかにしていると言えます。

さらに生殖・子育て、DV・性暴力などにおいて、障害をもたない女性以上に厳しい状況におかれていることは、数多くの事実が深刻に物語っています。

月経介助の軽減を目的とした子宮の摘出や、優生思想のもとで実施された強制的な不妊手術は、女性障害者が、性と生殖をもつ存在であることを否定・無視されてきたことの表れです。自身女性であるという意識を奪われている実態さえあるのです。

一方、女性であるがゆえに被る性被害のリスクは高く、数々の虐待やハラスメントが存在しています。また、女性は男性以上に美醜観に囚われて生きています。外見による差別は、男性のそれよりも根が深く、女性が「美しいかどうか」で社会的に判断されるような場面は多いです。

ジェンダーとしての問題は、障害があろうが付きまどってきます。

「女性は～あるべき」という固定観念に縛られ、性別役割分業を担いながらも適切な支援を得られずにいます。その実態は障害者の中でも注視されているとは言いがたく、障がい者制度改革推進会議にあっても障害当事者の構成員は圧倒的に男性が多くを占めており、女性障害者の声は届きにくい実情があります。また、推進会議でも障害女性の議論は項目として存在しましたが、上記のように問題の山積するこの課題について、十分な議論がされたとは言えません。

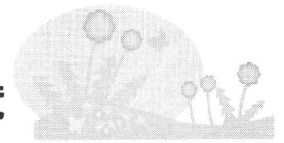
結局、障害女性の問題は女性への施策という点でも、障害者への施策という点でも、谷間におかれ放置されています。これを社会的に認識させ、障害女性に特化した施策を整備し、当事者のニーズに対応したサービスを行き届かせる必要があるのです。

障害者基本法の中に女性障害者の分野が入っていないのは、女性について特記された障害者権利条約第6条に反していると言わざるを得ません。

私たちは、障害者基本法に女性障害者の項を明記し、その実態を把握し、女性障害者に対する施策を法や制度に位置づけ、その権利が守られることを求めます。



**DPI日本会議 機関誌「DPI-われら自身の声」
連載「障害女性は今」と、女性に関する記事一覧**



発行	NO.	掲載ページ	タイトル
2005	21-2	書評	著者インタビュー伊藤智佳子さん「女性障害とジェンダー」
2007	23-1	障害女性は今	韓国・日本編～私たちはよく似た経験をしてきている～
	23-2	障害女性は今	DPI日本会議イベント・7/8公開セミナー
	23-4	障害女性は今	障害女性に焦点をあてた一連の取材と昨年からの動きについて
2008	24-1	障害女性は今	バングラディッシュ訪問から
	24-2	障害女性は今	忘れてほしくない—隠されてきた強制不妊手術 映画上映会から at 岩手県盛岡市
	24-3	障害女性は今	障害のある女性の貧困について
	24-4	障害女性は今	誰の益になるのか、「産科医療補償制度」
2009	25-1	特集	—どうなる、基本法・条約・差別禁止法・障害女性—
	25-2	特集	障害のこと、女性であること～女性障害者交流会&しゃべり場～
		業界通信	国連女性差別撤廃委、日本政府報告を審議
	25-3	障害女性は今	障害のこと、女性であること～しゃべり場Part2を開催して
		障害女性は今	〈「新たな経済社会の潮流の中で生活困難を抱える男女について」最終報告に向けた論点の取りまとめ〉についてのパブリックコメント(抄録)
		業界通信	複合差別を受けやすい女性の課題についての統計情報の提供を
	25-4	障害女性は今	2009年、そして2010年へ
2010	26-1	障害女性は今	障がい者制度改革推進会議の議論から
		業界通信	進行中！「第3次男女共同参画基本計画」中間整理に見る障害女性
	26-2	障害女性は今	～障害女性が「私」らしく生きる-複合的差別を超えて～ 女性分科会報告
		業界通信	第3次男女共同参画基本計画パブリックコメント提出とその後
	26-3	障害女性は今	たんぼぼのしゃべり場 Part4～障害のこと、女性であること～
		業界通信	「当事者団体におけるジェンダーバランスに関する実態調査」のねらい

☆ バックナンバーのご注文・お問い合わせは、DPI 日本会議事務局までお気軽に♪

【公開研究会】2010年12月4日



VI. 研究成果の刊行・
報告に関する一覧表

平成22年度 研究成果の刊行・報告に関する一覧表

著者	論文タイトル名	発表誌・出版社	号：開始ページ-終了ページ	年
岡部 耕典	ポスト障害者自立支援法の福祉政策 —生活の自立とケアの自律を求めて	明石書店	本文163頁	2010年8月
岡部 耕典	第7章 自立生活	松井亮輔・川島聡 編 『概説障害者権利条約』 法律文化社	p.95-110	2010年5月
報告者	参加学会等（開催地）	タイトル		
勝又 幸子	日本社会福祉学会第58回全国大会 日程：平成22年10月9～10日 開催地：愛知県名古屋、知多郡美浜町	障害者権利条約第33条「国内における監視」について —権利性をいかに担保するか—		
岡部 耕典	日本社会福祉学会第58回全国大会 日程：平成22年10月9～10日 開催地：愛知県名古屋、知多郡美浜町	知的障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定システム —アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえて—		
大村 美保	日本社会福祉学会第58回全国大会 日程：平成22年10月9～10日 開催地：愛知県名古屋、知多郡美浜町	知的障害者グループホーム利用者の家計収支分析 —地域生活を可能にするための就労行動に着目して—		
木口 恵美子	日本社会福祉学会第58回全国大会 日程：平成22年10月9～10日 開催地：愛知県名古屋、知多郡美浜町	知的障害者の自立を支える支援・制度・政策の関係について —カナダ マニトバ州の取り組みから—		

報告者	参加学会等（開催地）	タイトル
佐々木 愛佳	日本社会福祉学会第58回全国大会 日程：平成22年10月9～10日 開催地：愛知県名古屋、知多郡美浜町	障害者の自立生活を支える介助サービスとは ―「役割への支援」に着目して―
西山 裕	日本社会福祉学会第58回全国大会 日程：平成22年10月9～10日 開催地：愛知県名古屋、知多郡美浜町	ダイレクトペイメントの日本への導入とその課題 ―障害者自身によるサービスの選択と利用計画の策定による自立生活の推進―
山村 りつ	日本社会福祉学会第58回全国大会 日程：平成22年10月9～10日 開催地：愛知県名古屋、知多郡美浜町	合理的配慮の効果的運用における精神障害者の特性への配慮 ―裁判記録レビューからの考察―
白瀬 由美香	障害学会第7回大会 日程：平成22年9月25～26日 開催地：東京都目黒区	英国の障害者自立支援における「パーソナライゼーション」の可能性と課題
土屋 榮	障害学会第7回大会 日程：平成22年9月25～26日 開催地：東京都目黒区	「自立」支援における地域間格差
磯野 博	障害学会第7回大会 日程：平成22年9月25～26日 開催地：東京都目黒区	障害者雇用における「合理的配慮」と「保護雇用」のあり方に関する一考察 ―各地の社会的事業所の取り組みをとおして―
白井 久実子 瀬山 紀子	障害学会第7回大会 日程：平成22年9月25～26日 開催地：東京都目黒区	ADAの現状と推進体制 ―ADA20周年を迎えた米国での短期調査報告から―

平成 22 年度 研究会開催一覧

開催日	研究会議題
平成22年 6月 2日(水)	<p>第1回研究会</p> <p>委託研究「地域主導による障害者支援プロセスのケーススタディ ：兵庫県西宮市の事例から」の報告</p> <p>講師：尾上 浩二（特定非営利活動法人 DPI日本会議 事務局長）</p>
平成22年12月3日(金)	<p>第2回研究会</p> <p>「障害者の医療アクセスの課題－アメリカにおける調査から」の報告</p> <p>講師：ジュン・イサクソン・カイレス（アメリカ カリフォルニア州 ウェスタン保健科学大学 障害保健政策センター 部長補佐）</p>
平成22年12月4日(土)	<p>公開研究会</p> <p>障害のある女性にとっての合理的配慮とは何か</p> <p>パネリスト</p> <p>ジュン・イサクソン・カイレス（アメリカ カリフォルニア州 ウェスタン保健科学大学 障害保健政策センター 部長補佐）</p> <p>伊藤智佳子（「女性と障害者とジェンダー」著者）</p> <p>佐々木貞子（DPI日本会議 女性障害者ネットワーク）</p>
平成23年12月27日(月)	<p>第3回研究会</p> <p>第Ⅰ部</p> <p>研究分担者及び研究協力者による研究報告(Part1)</p> <p>第Ⅱ部</p> <p>札幌市におけるダイレクトペイメントの動向と課題</p> <p>講師：田中耕一郎（北星学園大学 教授）</p>
平成23年3月11日(金)	<p>第4回研究会</p> <p>研究分担者及び研究協力者による研究報告(Part2)</p>
平成23年3月26日(土)	<p>第5回研究会</p> <p>第Ⅰ部</p> <p>高等教育における障害のある女性の現状と課題</p> <p>講師：吉田仁美（昭和女子大学人間社会学部福祉社会学科 助教）</p> <p>第Ⅱ部</p> <p>障害関係DVD上映会、意見交換</p> <p>今村彩子（Studio AYA 映画監督）</p>

VII. 研究成果の刊行物・別刷

主題：障害者権利条約 第33条 国内における監視について

～ 権利性をいかに担保するか ～

○ 国立社会保障・人口問題研究所 勝又□幸子 (06562)

キーワード3つ：障害者・自立支援・障害者権利条約

1. 研究目的

障害者権利条約の第33条国内における監視について、その意味と方法について諸外国の事例を基に考察した。監視（モニタリング）が障害者政策のみならず、すべての社会政策の評価と推進に不可欠なツールであることをその機能から明らかにすることが目的である。背景：2009年12月8日内閣は閣議決定で総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置した。その目的は、“障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行い、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保しつつ、障害者施策の総合的かつ効果的な推進を図るため”とされた。事務局は内閣府におかれ、本部長は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害者、障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等の参集を求めることができるという閣議決定を基礎として、「障がい者制度改革推進会議」が設置された。2010年6月同会議は第1次意見書を採択し、その部会として障害者総合福祉部会を立ち上げて、障害者自立支援法に代わる制度の構築に向けて検討を開始している。

なお閣議決定によると同本部は、当面5年間で障害者の制度に係る改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進並びに法令等における「障害」の表記の在り方に関する検討等を行うとしている。この検討のなかで、監視機構をいかに作るかが議論になっている。

2. 研究の視点および方法

文献サーベイによる研究。

韓国保健福祉家族部（2009年）「障害者差別改善モニタリングシステム構築のための政策研究」（和訳版）。内閣府の委託調査報告書「障害者の社会参加促進に関する国際比較調査研究」委託報告書 平成21年3月 WIP ジャパン株式会社。その他、近年実施された先行研究のなかから、政策的含意を明らかにする。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理方針を遵守して報告を行う。

4. 研究結果

監視（モニタリング）の機能を4つに整理している。

- ①一致機能：事業計画と関係する管理者と利害当事者の行動が、議会や規制機関、その他政策専門機関が提示した基準及び手続と一致するのかを把握。
- ②監督機能：特定された対象グループに分配しようとした資源とサービスが実際与えられたのかを把握。
- ③会計機能：長期間にわたる政策や計画の施行（資源の投入）により現れる社会の経済的な変化（政策成果）に関する情報の生産に役に立つ。
- ④説明機能：政策と計画の結果及び運営状況の説明。

また、監視の種類をプログラムモニタリングと成果モニタリングの2つに整理している。前者は差別禁止法の順守の確認、後者では、法が本来意図した目標を達成したのかを評価し、問題がある場合は政策の執行過程を検討する。

韓国においては、障害者差別のモニタリングの指標の開発について様々な研究と実践が行われていることが紹介されている。プログラムモニタリングにおいて客観的で効果的な指標の開発が不可欠との認識があることは興味深い。

「障害者差別改善モニタリングシステム構築のための政策研究」では、各国の障害者差別禁止法制の比較を丁寧におこなっている。

ここで言及されている国にはすべて障害を理由とした差別の禁止をその中に含む差別禁止法がある。したがって、監視は差別禁止法に抵触するかどうか判断の基準となっている。

監視の仕組みの分類	国
(1) 政府機関によるもの	ニュージーランド、イギリス
(2) 政府から独立した機関のもの	アメリカ
(3) 人権委員会などの行政委員会	イギリス、オーストラリア、ニュージーランド、フランス、アメリカ
(4) 障害者団体によるもの	イギリス

（平成20年度内閣府「障害者の社会参加促進に関する比較調査研究」委託研究

現在行政評価で行われている評価は、インプット（財源をどのくらい投入したか、すなわち予算の規模）評価にとどまり、アウトプットまたはアウトカム（その政策によってどのような効果や成果か）の評価が不足している。特に社会サービスにおいては、客観的なモニタリングによるアウトカム評価が重要である。障害者の施策も単なる予算の獲得に終わってはならない。持続性のある政策を維持するためにも、継続的なモニタリングのメカニズムを構築することは必須だと思う。

（注）本研究は、平成22年度厚生労働科学研究補助金採択、障害保健福祉総合研究事業「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究－諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性－」（勝又幸子研究代表者）の分担研究として実施した。

知的障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定システム
—アメリカ・カリフォルニア州の制度と実践を踏まえて—

○早稲田大学 岡部 耕典 (5461)

知的障害者の「生活の自律」、ランタマン法、支給決定システム

1. 研究目的

アメリカ・カリフォルニア州のランタマン法(the Lanterman Act)に基づく知的／発達障害者の「生活の自律」を前提とする福祉政策と支給決定の実際について体系的に理解し、障害者権利条約批准後の日本の障害福祉施策におけるパーソナルアシスタンスの利用を中核とした地域自立生活支援システムの制度設計に対する示唆を得るため。

2. 研究の視点および方法

本制度に対する DDS (カリフォルニア州発達障害局) 監修の利用者を対象とする標準的な解説書である “Rights Under the Lanterman Act: Regional Center Services for People with Developmental Disabilities” の訳出 (全 313 ページの約 3 分の 1 を抄訳) を行い、支給決定システムを中心とするその制度の概要について前年度に現地で収集した資料やインタビューの結果等を参照しつつ整理した。

3. 倫理的配慮

本研究は人を対象とする調査等を含むものではないが、実施にあたっては日本社会福祉学会研究倫理指針に則り遺漏のないように努めた。

4. 研究結果

近年の日本の福祉において個別支援計画や「本人中心の支援」等が注目される一方で、その発祥の地ともいえるアメリカ・カリフォルニア州の知的／発達障害者の自立生活支援制度の実際に対する先行研究は乏しい。本研究では利用者向けに制度の理念や利用の実際について具体的かつ平易に説明した本文の検討を通じて、社会福祉基礎構造改革による福祉サービスの利用制度化とその延長にある障害者自立支援法の支給決定システムを批判的に再検討する際に有益と思われる以下のような参照枠組みを得ることができた。

(1) 「受給者本位」の制度化

主としてサービス提供者 (事業者) とサービス消費者 (利用者) の関係のみを焦点化する「利用者本位」と異なり、ミクロの権利の確定 (IPP) とサービス購入は支給決定機関

(RC)が担い、マクロの予算は政府（州議会）が責任をもち、支給決定機関の管理と議会との予算折衝を行政機関（DDS）が担うというシステムが福祉法（ランタマン法）で規定されている。

このような①受給者を明確に権利主体として位置づけ、②支給決定機関がサービスの提供責任をもち、③支給決定されたサービスの費用は政府が提供責任を有する制度は「受給者本位」（岡部 2006, pp.62-65）の制度化といえる。

(2) 医学モデルと社会モデルのハイブリッド

医学モデルの利用資格（eligibility）判定に「第5区分(fifth category)」というカテゴリと「実質的な障害(substantial disability)」という判断基準を組み合わせることで、サービス利用ニーズに基づく一定程度フレキシブルな利用資格の認定を可能としている。

(3) パーソンセンタード・アプローチ

支給決定のプロセスが、利用者の心身の状態を客観的にアセスメントし必要な介護プランを立てるケアマネジメントではなく、生活の主体者（person）としての利用者に焦点をあて、利用者本人を含むチームが合議に基づき目標(goal)を達成するための個別の課題(objective)達成のために必要な「サービスと支援」を確定していくというパーソンセンタード・アプローチに基づいている。

(4) 交渉決定モデル

支給決定システムが、障害程度区分と認定審査会を組み込んだ「第三者判定モデル」（岡部 2006）ではなく、決定過程への当事者参画と立場の異なるチームによる合議調整に基づく「交渉決定モデル」（岡部 2006）となっている。

(5) アドボカシー

利用制度化（契約）を担保するいわゆる「権利擁護」（その代表として成年後見制度）ではなく、サービスの実施責任及び費用提供責任の双方を有する行政当局に対して権利主体である利用者のサービス受給権確保を直接の目的とする強力なアドボカシー・システムが構築されている。

【参考文献】

- Protection and Advocacy, Inc . (2006) “RIGHTS UNDER THE LANTERMAN ACT: Regional Center Services for People With Developmental Disabilities (REVISED EDITION2006)” Protection and Advocacy, Inc
- 岡部耕典(2006)『障害者自立支援法とケアの自律ーパーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店

*本研究は、厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業 平成 21 年「障害者の自立支援と『合理的配慮』に関する研究（研究代表者勝又幸子）」の成果の一部である。

知的障害者グループホーム利用者の家計収支分析

—地域生活を可能にするための就労行動に着目して—

○ 東洋大学大学院博士後期課程 大村 美保 (会員番号 006979)

キーワード3つ: 知的障害者, 家計収支, 就労 9pt 明朝・中央揃

1. 研究目的

障害者の稼得水準は非障害者と比較して低く、経済的な基盤の確立の面からみれば近年の障害者雇用をより強化する取り組みは一つの方法であるが、これまで障害者の地域における生活が必ずしも十分に意識されていなかった。

収入構造については、国立社会保障・人口問題研究所「障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究」及び日本障害者協議会「JD調査2006」において、それぞれ障害を限定しないサンプル調査を行っており、所得保障と賃金の明確な関係がないと結論づけている。また、筆者は、知的障害者通勤寮利用者について収入構造に着目した研究（以下、通勤寮調査）を行い、上記調査と同様の結論を得るとともに、以下の知見を得た。すなわち、勤労収入と社会保障を障害年金の有無及び最低生活水準で分けると、4つの収入タイプが見られる。このうち2つのタイプは最低生活水準を満たしていないが、通勤寮では成り立つ暮らしである。また、加齢によりタイプが移行する、地域によってタイプ差がある、ということを明らかにした。

本調査では、①通勤寮は有期限の施設であるが、地域で継続して生活する障害者の経済的基盤の状況をより一般化して議論するために、知的障害者グループホーム（以下、グループホーム）の利用者を対象とした家計データの分析を行うこと、②通勤寮調査では一般就労のみに限定して分析を行ったが、一般就労に限らず福祉的就労や失業中といったより広い就労形態の障害者であること、③通勤寮調査では収入構造のみの分析であったが、本研究では支出構造および収支についても分析を行うこと、の3点を意図している。

この研究により、稼得年齢層にある知的障害者の地域における自立を考えたときの望ましい社会福祉の方向性について示唆を得たいと考える。

なお、本研究では、平成22年度厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）：障害者の自立支援と「合理的配慮」に関する研究—諸外国の実態と制度に学ぶ障害者自立支援法の可能性—における研究協力者として研究費の補助を受けている。

2. 研究の視点および方法

社会福祉法人Aが運営する知的障害者グループホーム25か所に在籍する知的障害者112人のデータを用いて統計的分析を行った。

収集したデータは、基礎属性として①性別②年齢③療育手帳の等級④他障害の重複状況⑤生活保護受給の有無、就労形態として⑥一般就労・福祉的就労・失業中の別、収入として⑦勤労収入（工賃・賃金）、⑧社会保障（障害年金、手当）、⑨その他の収入、支出として⑩家賃、⑪食費、⑫光熱費、⑬日用品、⑭その他の支出、の14項目である。

分析にあたっては、上記研究目的に鑑み、特に知的障害者の地域生活を成り立たせるための就労行動に着目して家計収支分析を行った。

なお、データは2006年時点であり、障害者自立支援法施行前のものである。

3. 倫理的配慮

本研究の趣旨を文書及び口頭で説明し、研究協力者である社会福祉法人より本人への支援に必要があり収集したデータを二次的に提供いただいた。研究対象者の最上の利益を優先する配慮として、発表にあたっては研究対象者、地域、機関が特定できないようにした。

研究方法や研究手続きは、他の研究者が再現できる内容である。データや研究結果の恣意的に操作・改纂、恣意的な抽出は当然行っていない。

4. 研究結果

単純集計結果は以下のとおりである。基礎属性では、①性別：男性 66 人 (58.9%) 女性 46 人 (41.1%)、②年齢：20代 14 人 (14.5%) 30代 46 人 (41.1%) 40代 19 人 (17.0%) 50代 26 人 (23.2%) 60代 5 人 (4.5%) 70代 2 人 (1.8%)、③療育手帳の等級：軽度 39 人 (34.8%) 中度 54 人 (48.2%) 重度 19 人 (17.0%)、④他障害の重複状況：身体障害との重複あり 4 人 (3.6%)、⑤生活保護受給あり 7 人 (6.3%)。就労形態では、一般就労 67 人 (59.8%)、福祉的就労 43 人 (38.4%)、失業中 2 人 (1.8%)。収入の平均額は⑦勤労収入 78.6 千円、⑧社会保障 70.7 千円、⑨その他の収入 23.3 千円。支出の平均額は⑩家賃 43.3 千円、⑪食費 21.7 千円、⑫光熱費 8.6 千円、⑬日用品 5.7 千円、⑭その他の支出 74.3 千円。

基礎属性（性別、年齢）及び就労形態（一般就労・福祉的就労・失業中）と収入及び支出の各費目とのクロス集計を行うとともに、勤労収入と所得保障が最低生活水準を満たすかどうか、また収支分析として収支差額と収入額との関係についても統計分析を行った。

これらの結果を踏まえ、筆者が2006年に実施した知的障害者通勤寮調査の収入構造の分析結果、及び既存の統計資料との比較も含めて考察を行った。